

## コロナ第4波による経済危機から命と営業を守るため 府政運営の抜本転換を求める緊急要請書

連日のご奮闘に心より敬意を表します。

第4波急拡大で大阪府に3度目の緊急事態宣言が発令されました。全国最悪の感染爆発と医療崩壊は、維新府政が感染抑え込みをないがしろにしてきた結果であり、まさに「人災」です。長引く時短要請や繰り返される外出自粛要請で小規模業者の営業と生活は危機的状況です。従来の施策の延長では、地域経済を担う小規模事業者を守り、感染を抑え込むことはできません。府の責任で、直ちに小規模事業者への補償と検査体制の抜本拡充に踏み出すべきです。コロナ禍をのりこえるため、以下要請します。

### 【要請事項】

#### 1、政策企画部に以下を求める

- ・大阪府の失政によりコロナ禍を深刻化させていることを自覚し、感染爆発を招いた要因について真摯に検証すること。
- ・府民や施設等への要請の際は、十分な補償を行い府民の合意と納得を得るよう努めること。科学的根拠や効果を示し、分かりやすい説明に努めること。情報弱者を含め府民への周知を徹底すること。特措法に基づく「要請」と「命令」は区別し、罰則は課さないこと。
- ・飲食店の「見回り隊」は、相互監視と分断を煽り人流も増大させるため、直ちに中止すること。「見回り隊」の財政や人員は小規模業者への補償や保健所体制の強化などに注ぐこと。
- ・コロナ禍で従来の行動様式や価値観が変容を迫られている。「府政運営の基本方針2021（案）」を見直し、府民の暮らしと中小業者の営業を守ることを最優先に位置付けること。
- ・府政運営全般にかかる企画調整の際には、現場と専門家の意見をよく聞くこと。情報公開に努め、政策について府民の検証を受けること。

#### 2、時短要請協力金について

- ・時短協力金は「施し」ではなく、府の失政により経営権を制限された業者への「補償」として位置付けること。小規模事業者は街のにぎわいを生み出し、地域を潤す不可欠な存在であるとの認識に立つこと。支給の遅れによる廃業を1件たりとも出さない立場で、早期支給を最優先に位置付け、申請から10日以内に実行すること。
- ・「申請した営業時間を疑う連絡があった」等の事例が報告されている。申請内容に不備がないのに、ストリートビューやグルメサイト等の情報と照合して不備の粗探しをしたり、不正摘発に注力するやり方を改め、必要書類と審査を大幅に簡素化すること。
- ・4月以降の時短協力金について。1月緊急事態宣言時と比べ、要請事項が増えているにもかかわらず1日最低4万円に減額されており、公平性に欠ける。1日最低6万円とし、売上に応じて上乘せすること。マスク会食やアクリル板設置は要件としないこと。
- ・大阪市全域分のステッカー要件について。府1期以降、「業種に関わらず時短最終日にステッカー導入で対象に」と緩和されたにも関わらず、未だに厳しい要件が課されている。さらに、「接待」と「遊興」の有無ではなく、飲食店の名称や屋号によってステッカー要件を判断する運用により、府の時短・休業要請に応えた飲食店等が制度から排除されている。このような公平性に欠ける運用は改め、遡って要件を緩和すること。万一無理な場合でも、警察庁の解釈運用基準に基づく「接待」「遊興」の有無によって判断すること。
- ・要件が「期間途中の許可取得でも対象に」「途中閉店も対象に」など緩和されており、過去の時短協力金のみ厳しい要件が課されることは説明がつかない。遡って要件を緩和し、周知の上、再申請を認めること。
- ・「屋号公表」の同意を要件とするのはやめること。申請期間、不備解消の猶予期間があまりに短く申請者に大きな負担である。延長の上、柔軟に対応すること。
- ・府下の飲食店を対象としたアクリル板・CO<sub>2</sub>センサー購入補助制度を速やかに申請開始し、領収証が

ない場合でも申請を認めること。

### 3、直ちにすべての小規模事業者へ新たな支援策を

- ・「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の繰り返しで、飲食店以外の小規模事業者も売上が大きく落ち込んでいる。減収への補償として直ちに新たな直接支援策を実施すること。
- ・全ての業種を対象に感染防止対策に必要な設備や備品購入に対する支援や、家賃や従業員の給与、社会保険料等の固定費補助等、第4波を乗り切るための支援策を行うこと。
- ・コロナ感染者が出たことにより休業を余儀なくされた事業所に対し、損失補償を行うこと。
- ・予備費から5000億円が支出され、地方創生臨時交付金に事業者支援の特別枠が創設された。支援策の実施にあたっては、地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用すること。

### 4、制度融資について

- ・日本政策金融公庫、保証協会とも当初3年間は実質無利子となっているが、大阪府として4年目以降の利子を全額補助するなど制度拡充を行うこと。
- ・条件変更、税金滞納、代位弁済などでも積極的に応じ、資金繰り支援を強化すること。

### 5、一時支援金、月次支援金等の事前確認について

- ・申請にあたり登録確認機関での事前確認が必要とされているが、「事前確認を受けられない」「数万円の手数料を求められた」などの事例が報告されている。全ての対象者が費用負担なく申請できるよう国へ求めること。

### 6、以下大阪市に要請すること

- ・この間、CO2センサー・アクリル板購入補助、酒類提供の飲食店への支援制度、酒類販売業者への支援制度が決まったが、いずれも国と府の制度への上乗せ施策に留まっており、支給額・対象もあまりに不十分である。今、必要なのはパフォーマンス目的の場当たりの施策でなく、コロナ禍で危機に直面する市域の小規模事業者をいかに救うかという独自の戦略に基づく直接支援策である。各制度を大幅拡充し、直ちに独自施策を創設すること。

以上